

第2回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
1	P.1:第2章 1.計画の基本理念	本市は、北部に秩父山地から岬状にのびる加治丘陵、南部に島状の狭山丘陵、東西に流れる入間川、霞川、不老川をはじめとする河川、中央の武蔵野台地には広大な茶畑や平地林など、多様で豊かな緑があります。	第1章 1.緑の現況 (1)本市の概況 ②地勢 9ページ 1行目では「関東山地」と表現されているので、秩父山地に統一したほうがよい。	本計画では「秩父山地」に統一します。	【第1章 1.緑の現況 (1)本市の概況 ②地勢 9ページ 1行目から】 本市は、関東平野の西へりに位置し、市の北部には秩父山地より岬状に東にのびた加治丘陵（入間市最高地点標高203.6m）が、・・・
2		しかし、高度経済成長以降の急激な都市化や無秩序な開発により緑が減少し、かつ残された緑も生活様式や産業構造の変化に伴い放置され荒廃しつつあり、本市の緑は「量の減少」と「質の低下」という二つの問題に直面しています。	「無秩序な開発」との表現があるが、市がそのような開発を認めたことになるので「無秩序な開発」という表現は変えたほうがよい。	「無秩序な開発」とは区画整理事業等の計画的な開発事業ではなく、ミニ開発による農地や樹林地の宅地化等を指しています。市の指導等に問題はありませんが、そのような開発が農地や樹林地の減少の要因にはなっているため、無秩序な開発による緑の減少と表現しています。	修正はありません。
3		都市の緑は、人々の安全で快適な生活環境を維持し、都市の価値を高める重要な要素です。	「都市の価値」とはどのようなものか分かり難いので、「住環境を高める」といった表現で良いのではないか。	「都市の価値」とは、緑があることで住みやすく、住んでみたい魅力ある街であることを表現していますが、ご指摘のとおり分かり難いので、「住環境を高める」に修正します。	【1.計画の基本理念 7行目から】 都市の緑は、人々の安全で快適な生活環境を維持し、住環境を高める重要な要素です。
4		そして、利便性や効率性を最優先にする社会から、自然と共に暮らし地球環境に負荷を与えない持続可能な社会を構築していくためには、社会を構成するすべての主体が参加し行動することが求められています。	地球環境に負荷を与えないことは難しいため、表現を工夫したほうがよい。	ご指摘のとおり、地球環境に対して全く負荷を与えないことはできないため、表現を変更します。	【1.計画の基本理念 8行目から】 そして、利便性や効率性を最優先にする社会から、自然と共に暮らし地球環境に対する負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくためには、社会を構成するすべての主体が参加し行動することが求められています。
5	P.1:第2章 2.緑の将来像	そこで、旧計画を継承し「自然と共生する緑園都市・いるま」を緑の将来像と定めます。	「緑園都市」という表現について違和感がある。	旧計画では丘陵地、河川、茶畑等の特徴ある緑が豊かにある本市を「緑園都市」と表現しています。丘陵地、河川、茶畑の保全と活用は、今後も重要であることから緑の将来像は引き続き「自然と共生する緑園都市・いるま」とします。	修正はありません。
6	P.2:第2章 2.緑の将来像 図2-1緑の将来像図	図2-1緑の将来像図	緑の将来像図は模式図であり、現況を示す緑被分布の表示は削除したほうが分かり易い。	緑の将来像図の表現方法はより分かり易くなるように再検討します。また、入間市の緑の広域的な位置付けが分かる図を追加します。	別図のとおり、「図2-1 緑の将来像図」の修正と、「入間市の緑の広域的な位置付け図」を追加します。
7			関東一円の緑の中で入間市を俯瞰的に位置付けて、そのうえで入間市では2つの丘陵と3つの河川に焦点を当てた模式図として欲しい。		
8			緑の軸（河川）について、規模等により線の太さを変えるなど表現方法を調整したほうがよい。		
9			南北方向の緑の軸については飛び石的に緑地を造ってつなげていくことになるので、そのことが分かるような図や文章に変えるとよい。		
10			将来像図に大森調節池を記載して欲しい。		

第2回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
11			南北方向の緑の軸の形成は必要なのか。必要であればその理由を示すべきであり、必要でないならば削除したほうがよい。	個々の緑の機能をより充実するため、緑の骨格である丘陵地、緑の軸である河川、緑の拠点となる大規模な樹林地・公園を、小規模な樹林地・公園、街路樹、施設の緑地、住宅地の庭などで補完し有機的につなげることで緑のネットワークの形成を図っていくことを検討しています。その中で、地形的に確立している東西方向の緑の軸に対して南北方向に緑の軸を形成する方向性を示したのですが、ご指摘のとおり、本市の緑の現況を概観すると南北方向の緑の軸を形成することは困難と認識できるため、南北方向の緑の軸については削除することとします。しかし、緑のネットワーク化は重要であるので、緑の配置を面的に捉えた緑の回廊づくりを目指していく表現に変更します。	【図2-1 緑の将来像図】 南北方向の緑の軸の線形を削除します。 【基本方針2 全体】 本市の緑の骨格である丘陵地、河川等は東西方向に帯状に連なっており、緑のネットワークが形成されています。今後も緑の骨格のネットワーク形成の充実を図るとともに、まちなかの公園や樹林地を街路樹や生垣などでつなげる身近な緑のネットワーク形成にも着目し、緑の回廊づくりに取り組んでいきます。そして、生き物や人が、緑の回廊を行き交うことができる環境づくりを目指します。
12		南北方向の緑の軸に支流を加えてみてはどうか。将来的な目標として、湧水と河川の間の支流を有効活用する施策も盛り込んで欲しい。			
13		南北方向の緑の軸について、市として実現する意気込みが無いのであれば、違和感があるので無くしたほうがよい。			
14	P.3:第2章 3.計画の基本方針 基本方針2 緑をつなぎ、緑の回廊をつくらう	しかし、それぞれの緑の骨格をつなぐ南北方向のネットワーク化が不十分な状況です。	「南北方向のネットワーク化が不十分な状況です」を、「南北方向のネットワーク化が不十分であり、南北に走る支流を活用する検討が大切です」として欲しい。		
15			南北方向の緑の軸が必要な理由を示すべきである。		
16	P.3:第2章 3.計画の基本方針 基本方針3 地域の貴重な緑を守り、育てよう	地域の緑は地域の貴重な資産となっていることを共有し、 <u>緑の保全を推進</u> していきます。	緑の保全だけではなく緑の創出も加えて、「緑の保全と創出を推進」と表現を変えたほうがよい。	基本方針3では地域における緑の「保全」と「育成」を表現しており、「創出」については基本方針4で記述していることから、基本方針3の文章に「育成」を追加します。	【基本方針3 6行目から】 地域の緑は地域の貴重な資産となっていることを共有し、 <u>緑の保全と育成を推進</u> していきます。
17		タイトル：地域の貴重な緑を守り、育てよう ～ <u>緑の質の向上</u> ～	「緑の質の向上」とあるが、緑の質は緑を捉える立場の違いによって質の内容が異なるため、表現を変えたほうがよい。	ご指摘のとおり、緑の質は各人の立場によってその内容は異なります。基本方針3の施策では、「都市環境の改善」、「生き物の生育・生息空間の確保」、「地域景観の形成」、「防災空間の確保」、「地域活動場所の提供」など多様な緑の機能を十分に活かすことで、人にも生き物にとっても質の高い緑を確保することを目指しています。このように緑の質の内容を広範に捉えその向上を図ることとしていることから、「緑の質の向上」の表現のままとします。但し、基本方針3の文章はより適切な表現に一部修正します。	【基本方針3 6行目から】 地域の緑は地域の貴重な資産となっていることを共有し、 <u>緑の保全と育成を推進することで緑の質の向上に努めます</u> 。さらに地域での存在価値を高めていくために、これらの緑の活用にも努めていきます。
18	P.4:第2章 3.計画の基本方針 基本方針4 身近な緑をつくり、増やそう	市街地の緑は、都市の景観に彩りを与えるとともにヒートアイランド現象などの都市気候を緩和し、人々に快適な都市環境を提供してくれます。	人間市ではヒートアイランド現象は発生していないことから、ヒートアイランド現象の表現を再考して欲しい。	ヒートアイランド現象の発生について誤解を生じないように修正します。	【基本方針4 1行目から】 市街地の緑は、都市の景観に彩りを与えるとともに、 <u>気温を低減する効果によって都市気候を緩和するなど</u> 、人々に快適な都市環境を提供してくれます。
19		また、安全でうるおいのあるまち並みを確保するために、 <u>住宅地の生垣化</u> など民間施設の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑につつまれた都市空間の形成に取り組んでいきます。	民間施設の緑化では、生垣化だけでなく屋上緑化や壁面緑化なども記載してはどうか。	本市の制度として生け垣設置奨励補助制度があるため、生垣化による緑化を促進しています。屋上緑化や壁面緑化の助成制度は今後検討すべき内容であることから、基本方針では生垣化のみとし、屋上緑化や壁面緑化は第3章の施策において対応することとします。	修正はありませんが、屋上緑化や壁面緑化は第3章の施策で検討します。

第2回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
20	P. 6: 第2章 4. 計画の目標 (3) 都市公園等の整備目標	(記載事項なし)	都市公園等の整備目標では面積を目標としているが、公園内の緑被率の目標値を定めてみてはどうか。	都市公園の緑化基準は定められていませんが、「緑の政策大綱 H6. 7. 28 建設省決定」において、都市公園に対する緑化面積率が指標として示されています(住区基幹公園及び都市基幹公園 50%以上、緩衝緑地及び緑道 70%以上、都市緑地 80%以上、墓園 60%以上)。よって、新たに目標値は定めないこととします。	修正はありません。
21		目標年2038年度の目標都市公園等整備面積は243.8ha、 <u>一人当たり都市公園等面積は19.7㎡/人</u> とします。	一人当たり都市公園等面積の2038年の目標値の計算では、入間市人口の減少を前提として計算されている。計画で人口減少を前提としてよいのか。	将来人口は「入間市人口ビジョン(平成28(2016)年)」で推計されたもので、第6次入間市総合計画ではこの推計値を用いています。本計画においても同様にこの推計値を用いていることから人口減少を前提とすることで問題はありません。	修正はありません。
22	P. 8: 第2章 5. 緑地の機能別配置方針 (1) 環境保全システムの緑地の配置方針 ① 都市の緑の骨格となる緑の保全	金子地区を中心に広がる茶畑は、水循環や <u>微気象緩和</u> などの環境調節機能を有しており、土地所有者と協力して保全に努めます。	「微気象緩和」という表現について、「微気象」とした理由はなにか。	緑地があることで、植物の光合成や蒸発散により大気の浄化や気温の低減等の効果がありますが、効果の対象範囲等は小さいため「微気象緩和」という表現を用いています。なお、「グリーンプラン2000 H8. 12. 13 建設省決定」においても「緑は、・・・中略・・・ヒートアイランド現象の緩和などの都市微気象の調節、・・・中略・・・多様な機能を有しており、」との表現を用いています。	修正はありません。
23	P. 8: 第2章 5. 緑地の機能別配置方針 (1) 環境保全システムの緑地の配置方針 ④ 生き物の生息・生育空間のネットワークの形成	拠点となる緑地を、点在する緑地で有機的につなぎ、健全な生態系の維持と生物多様性の保全に配慮した <u>エコロジカルネットワーク</u> の形成を図ります。	エコロジカルネットワークの表現について、エコロジカルネットワークでは地域的に広範囲な内容になるので、市内の緑のことであれば「緑のネットワーク」に表現を変えたほうがよい。	「エコロジカルネットワーク形成では対象となる空間のスケールに応じて、広域レベル、都市域レベル、地区レベルにより構成される(都市のエコロジカルネットワーク(公財)都市緑化機構より抜粋)」とされています。本計画では、入間市域での健全な生態系の維持と生物多様性の保全を図るためのネットワーク形成であることから、エコロジカルネットワークという表現を用いることとします。	修正はありません。
24	P. 8: 第2章 5. 緑地の機能別配置方針 (1) 環境保全システムの緑地の配置方針 ④ 生き物の生息・生育空間のネットワークの形成	(記載事項なし)	エコロジカルネットワークには大きい生き物から小さい生き物のネットワークがあるので、「エコロジカルネットワーク」の表現でよい。	ご指摘のとおり、エコロジカルネットワークの形成にはマクロの視点とミクロの視点があるので、エコロジカルネットワークの表現のままとします。	修正はありません。
25	P. 9: 第2章 5. 緑地の機能別配置方針 (2) レクリエーションシステムの緑地の配置方針 ② 多様なレクリエーションの場の創出	(記載事項なし)	霞川の上流側や大森調節池はフェンス等が設置され普段近づくことができないため、自然とふれあえる管理方法や利用方法についても盛り込んだほうがよい。	河川等の自然とふれあう仕組みづくりについては、第3章で検討する予定とします。	第3章の基本方針5の施策で検討予定のため、修正はありません。
26	P. 10: 第2章 5. 緑地の機能別配置方針 (4) 景観形成システムの緑地の配置方針 ② 地域の風土を形成する緑地の保全	霞川の桜堤、不老川堤など、地域の河川景観の保全に努めます。	霞川のサクラは、河川法上は違反行為であるため記載してよいのか。記載の方法に注意すべきである。	霞川の桜堤は入間市景観50選に選ばれていることから、本計画においても記載することとします。	修正はありません。
27			霞川のサクラは老木化し危険な状態となっているが植替えもできない状況である。どのような保全の方法を考えているのか。	サクラの植替えなど保全方法については、河川管理者(埼玉県)と調整し検討することとなります。本計画は基本計画であるため、具体的な保全方法については記載しないこととします。	修正はありません。
28			サクラは生態系的には人工的な植生のため、ヤナギやオニグルミなどの自然植生の方が適している。	ご意見として参考にいたします。	修正はありません。
29	P. 11: 第2章 5. 緑地の機能別配置方針 (5) 総合的な緑地の配置方針 ② 緑のネットワークの形成	緑のネットワークの軸となる河川については、 <u>周辺の自然環境を含めた保全に努め</u> 、緑のネットワーク形成の充実を図ります。	「湧水・支流を含めた周辺の自然環境の保全と改善に努め」に変えたほうがよい。	周辺の自然環境とは、河畔林や段丘斜面林を想定しています。それらには樹林環境が悪化している箇所もあることから、表現を保全と再生に変更します。	【②緑のネットワークの形成 1項目】 緑のネットワークの軸となる河川については、 <u>周辺の自然環境を含めた保全と再生に努め</u> 、緑のネットワーク形成の充実を図ります。

第2回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
30		生物多様性の保全に配慮したエコロジカルネットワークの形成に努めます。	エコロジカルネットワークの表現について、エコロジカルネットワークでは地域的に広範囲な内容になるので、市内の緑のことであれば「緑のネットワーク」に表現を変えたほうがよい。	「エコロジカルネットワーク形成では対象となる空間のスケールに応じて、広域レベル、都市域レベル、地区レベルにより構成される（都市のエコロジカルネットワーク（公財）都市緑化機構より抜粋）」とされています。本計画では、入間市域での健全な生態系の維持と生物多様性の保全を図るためのネットワーク形成であることから、エコロジカルネットワークという表現を用いることとします。	修正はありません。
31	P. 17:第2章 6. 緑地の制度別方針 (3) 特別緑地保全地区の指定方針	(記載事項全般)	特別緑地保全地区の指定方針の記述について、実現性が低いのであれば制度の概要説明、制度活用ための研究や検討に努める程度に留めたほうがよい。	平地林や斜面林などの樹林地を効果的かつ効率的な保全を図るため、保全制度の再構築を検討する予定としています。そのなかで特別緑地保全地区制度の活用を検討していることから、指定方針を記載することとします。	修正はありません。
32	P. 18:第2章 6. 緑地の制度別方針 (4) 生産緑地地区の指定方針	(記載事項全般)	生産緑地地区の指定方針の記述について、実現性が低いのであれば制度の概要説明、制度活用ための研究や検討に努める程度に留めたほうがよい。	所有者の意向による特定生産緑地の指定を進める予定のため、指定方針は記載することとします。但し、指定方針の2項目「公園としての活用」と3項目「施設の設置」については、内容が指定方針ではなく活用方法であることから削除します。	【②指定方針 2項目】 「身近な公園が不足している区域にあり、土地の形状や接道条件が公園用地として適している生産緑地地区については、公園としての活用を図れるよう検討します。」及び「法改正で可能となった、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストラン等の設置については、所有者の意向に配慮しながら検討します。」を削除します。
33			農地は宅地化による減少だけではなく放置されているものも多い。農地のあり方についても計画に盛り込む必要があるのではないか。	農地のあり方については農政部門の計画で検討する内容になります。本計画では農地の活用方法について、第3章で検討を予定しています。	第3章の施策で検討予定のため、修正はありません。